

ふくしま健康経営優良事業所認定基準

○令和6年4月1日施行

区分	項目番号	評価項目	条件	評価基準
事業主・経営責任者の発信	1	経営者が従業員の健康増進等に努める意思を宣言し明文化していること。	している	必須
法令遵守・リスクマネジメント	2	過去3年以内に労働基準法、労働安全衛生法など、従業員の健康管理に関する法令等で違反をしていないこと。	違反していない	必須
健康経営推進体制	3	従業員の健康増進を図るための組織的位置づけがある、又は担当者を設置していること。	している	必須
	4	従業員の健康増進を図るため、健康に関する研修会や健康情報の配信などの取組を実施していること。	している	必須
心と身体の健康づくりの具体策	5	従業員の食生活改善又は運動機会を増加させる取組をしていること。	している	必須
	6	「ふくしま健民パスポート事業」に参加、又は参加するように奨励している。	行っている	必須
	7	事業所全てでの敷地内完全禁煙又は屋内完全禁煙、禁煙支援策の実施など禁煙に関する取組をしていること。	している	必須
	8	超過勤務の縮減や休暇の積極的な取得等に関する取組をしていること。	している	必須
	9	メンタルヘルス不調者に対する相談窓口の設置、又は支援体制を整備していること。	している	必須
	10	年1回の定期健診及び40歳以上の特定健診受診率を把握していること。	している	必須
	11	保険者からの求めに応じて、従業員の健康診断データを提供している(または提供依頼書等により提供の意思表示を行っている)こと。	している	必須
	12	ストレスチェックを実施していること。	している	従業員50人以上事業所のみ 必須
取組結果	13	健康課題への取組の成果をデータで確認していること。	している	必須
	14	健康課題への取組結果から、今後の取組方針を考えていること。	している	必須
その他	15	保険者のふくしま健康経営優良事業所認定の推薦基準において、評価点数が50人上の事業所で総合計の7割以上、50人未満の事業所で合計の6割以上であること。	している	必須